

□□□ 目 次 □□□

(4月22日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	2
本日の会議に付した事件	3
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	4
議会事務局職員出席者	4
説明のために出席した者	4
開会、開議宣告	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
市長の所信表明	6
承認第2号	9
承認第3号	19
承認第4号	19
承認第5号	19
承認第6号	19
承認第7号	19
承認第8号	24
議案第43号	32
同意第1号	37
同意第2号	38
同意第3号	39
同意第4号	40
同意第5号	41
同意第6号	42
閉 会	44
署 名	45

対馬市告示第25号

平成20年第1回対馬市議会臨時会を次のとおり招集する

平成20年4月15日

市長 財部 能成

- 1 期 日 平成20年4月22日
- 2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

齋藤 久光君	堀江 政武君
小西 明範君	小宮 教義君
阿比留光雄君	三山 幸男君
小宮 政利君	初村 久藏君
吉見 優子君	糸瀬 一彦君
桐谷 徹君	宮原 五男君
大浦 孝司君	小川 廣康君
大部 初幸君	兵頭 榮君
上野洋次郎君	作元 義文君
黒岩 美俊君	島居 邦嗣君
武本 哲勇君	中原 康博君
畑島 孝吉君	扇 作エ門君
波田 政和君	

○4月22日に応招しなかった議員

桐谷 正義君

平成20年 第1回 対馬市議会臨時会会議録(第1日)

平成20年4月22日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成20年4月22日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長の所信表明
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度対馬市一般会計補正予算(第7号))
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第3号))
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第1号))
- 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第3号))
- 日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第3号))
- 日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度対馬市一般会計補正予算(第1号))
- 日程第11 議案第43号 対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 同意第1号 対馬市監査委員の選任について
- 日程第13 同意第2号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第3号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第4号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第5号 対馬市副市長の選任について
- 日程第17 同意第6号 対馬市副市長の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長の所信表明
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市老人保健特別会計補正予算（第1号））
- 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号））
- 日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度対馬市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第11 議案第43号 対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 同意第1号 対馬市監査委員の選任について
- 日程第13 同意第2号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第3号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第4号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第5号 対馬市副市長の選任について
- 日程第17 同意第6号 対馬市副市長の選任について

出席議員（25名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 齋藤 久光君 | 2番 堀江 政武君 |
| 3番 小西 明範君 | 4番 小宮 教義君 |
| 5番 阿比留光雄君 | 6番 三山 幸男君 |
| 7番 小宮 政利君 | 8番 初村 久藏君 |

9番 吉見 優子君	10番 糸瀬 一彦君
11番 桐谷 徹君	12番 宮原 五男君
13番 大浦 孝司君	14番 小川 廣康君
15番 大部 初幸君	16番 兵頭 榮君
17番 上野洋次郎君	18番 作元 義文君
19番 黒岩 美俊君	20番 島居 邦嗣君
21番 武本 哲勇君	22番 中原 康博君
24番 畑島 孝吉君	25番 扇 作工門君
26番 波田 政和君	

欠席議員（1名）

23番 桐谷 正義君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	永留 徳光君	次長	橘 清治君
参事兼課長補佐	阿比留 保君	副参事兼係長	三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
総務部長	永尾 榮啓君
総務課長	桐谷 雅宣君
政策部長	阿比留博文君
市民生活部長	橋本 政次君
福祉部長	勝見 末利君
保健部長	山本 輝昭君
観光商工部長	長 信義君
農林水産部長	小島 憲治君
建設部長	川上 司君
水道局長	一宮 英久君
教育長	米田 幸人君

教育部長	永留 秀幸君
美津島支所長	阿比留正明君
豊玉支所長	松井 雅美君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	原田 義則君
消防長	阿比留仁志君
会計管理者	森田 健一君
監査委員事務局長	阿比留義邦君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君

午前10時00分開会

○議長（波田 政和君） おはようございます。報告いたします。桐谷正義君より欠席の届け出があつております。また、洲河上対馬支所長より欠席の申し出があつております。

ただいまから、平成20年第1回対馬市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に市長よりごあいさつをお受けいたします。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。本日ここに平成20年第1回対馬市議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には御健勝にて御参加いただきましてまことに厚くお礼申し上げます。

私、3月2日の対馬市長選挙におきまして市民の皆様を初め、各方面の方々より多大な御支援を賜りまして、対馬市長に就任いたしました。

私の市政運営に望む所信につきましては、日程の中で申し述べたいと存じますので、議員皆様の御指導、御協力方、よろしく願いいたします。

本臨時会におきまして御審議を願います案件は、予算の専決処分の承認を求めることについて7件、市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について1件、監査委員の選任について1件、教育委員会委員の任命について3件、副市長の専任について2件の御審議をお願いするものでございます。

議案の内容につきましては、後ほど担当部長に説明させたいと存じますので、何とぞよろしく御審議くださりまして、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 次に、4月11日付で人事異動があつておりますので、ここで異動された幹部職員の自己紹介をお願いいたします。総務部長、永尾榮啓君。

○総務部長（永尾 榮啓君） おはようございます。今回の異動で総務部長を拝命いたしました永

尾榮啓と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（波田 政和君） どうぞ続けて。

○市民生活部長（橋本 政次君） おはようございます。総務部長と同じく今回の異動で市民生活部長を拝命をいたしました橋本政次と申します。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○総務課長（桐谷 雅宣君） 総務課長ということで大変お世話になります。桐谷雅宣と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○教育部長（永留 秀幸君） 教育部長の永留秀幸と申します。どうぞ今後ともよろしくお願ひします。

○水道局長（一宮 英久君） おはようございます。水道局長の一宮英久と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○美津島支所長（阿比留正明君） 皆様おはようございます。11日付をもちまして美津島支所長を拝命いたしました阿比留正明と言います。ひとつよろしくお願ひいたします。

○上県支所長（原田 義則君） 上県支所長を拝命いたしました原田義則と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（波田 政和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、畑島孝吉君及び齋藤久光君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（波田 政和君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配付しておりますとおり、会期日程表のとおり、本日1日限りにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日1日限りに決定しました。

日程第3. 市長の所信表明

○議長（波田 政和君） 日程第3、市長の所信表明を議題とします。

市長より所信表明の申し出がっております。これを許します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 開会にあたり、私の市政運営に取り組む所信の一端をただいまより申し

上げ、市民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと思います。

先ほども申し上げましたが、先月2日の市長選挙におきまして市民の皆様を初め各世代、各方面から多大な御支援をいただき、2代目の対馬市長に就任いたしました。改めまして、議員各位の御指導、御協力をお願いするものであります。

私は、選挙期間中に市民の皆様閉塞感漂うこの対馬の状況を変えていくため、対馬のありようや行政の進め方を変革し、老いも若きもが一緒に暮らせる持続可能な地域を再生し、新しい対馬を創造して、100年後の世代へ引き渡すために一所懸命汗を流しますと訴えてまいりました。

今、地方自治体は戦後最大の危機に直面しています。また、地方自治そのものも制度疲労を起こしています。市政が元気を失っていくことは対馬そのものが衰退していくことに等しく、そのようになると市民を不幸にするだけでなく、多大な迷惑をかけることになります。

そこで、私は6町合併後、10年間優遇措置される地方交付税が減額され始める6年後の平成26年からも市民に迷惑がかからぬようにするため、今この時点からしっかりと将来を見据えた財政運営を行っていく覚悟です。

また、市民一人当たり160万円を超え、総額約600億円の莫大な借財を抱えたこの対馬の財政再建に向かって市民の皆さんと一緒に視点を立ち、職員自らが痛みや犠牲を恐れず、ともに汗を流す行政を早急につくり、市民が要求するものやこと、そして時を市民が納得する形で市役所が提供できるようにサービスのありようを常に考えながら開発していきます。

要は市民に感動と喜びを与えるため、素直で謙虚で一生懸命な真心からの能動的な市民対応に挑戦し続けます。

市民の方々がこの市役所に託して本当によかったと思っていただけるように、また地域や明日の対馬を担う人たちが力を取り戻す施策展開を政策の柱におきます。そのためにも私は市民と企業と行政、さらに議会とが同一方向で連携し合う協働型の市政へと改革と想像に挑戦し続けます。

今までの対馬のありようによからうと、だれも思っていないのは歴然としています。市民は今までまずは行政にと頼っていた部分から、自らが動き出さねば何も変化は起こらないという気持ちに変わろうとしています。

私たちの対馬は、今こそ新たな変革の道を歩まねばなりません。その選択がいばらの道であっても歯を食いしばって耐えて、市民とともに新しい対馬を創造しなければなりません。

今の対馬には当面对処しなければならぬさまざまな課題が山積しています。過去から先延ばしてきた案件の膿を出すことも含めて、最大の課題は就労の場がないことであるとは、議員の皆様も同様のお考えであろうと思います。

今までもつぱら国に対して過度に依存して行政を行ってきたため、国が強力で押し進めている公共事業費の削減のあおりを受け、就労の場が一気に減ったことは市民の皆様も十分に認識され

ているところであります。

有効求人倍率0.20という求職者5人に1人しか働く場がないこの現状を打破するため、最重点項目として企業誘致に積極的に取り組みます。

そのためにも行政が持っている情報だけでなく、市民の皆様が持っている日本中の人的ネットワークからの情報をも一元化するシステムと組織を構築して、市政運営に望む考えです。

誘致対象企業は対馬の将来を展望して、できれば対馬の特性を生かした第一次産業の活性化につながる関連企業を重点的に誘致したいと考えております。歴史をひも解いたとき、私たち対馬人は過去から現在まで対馬で産出される素材をそのまま移出し、業を成立させる習性が私を含め遺伝子の中で連綿と受け継がれているように思われます。

しかし、これからは加工部門やものづくり部門に果敢に挑戦してこそ対馬の生き残りが果たせると思います。

また、交流人口をふやし、島内経済に活性化と雇用をもたらす観光関連施設の誘致についても積極的に取り組んでまいります。しかし、今の市民が置かれているこの現状から考えますと、当面は選り好みはできないものと考えてます。

さらに、内発的な力の醸成も当然必要としますので、新たに業を起こす企業がしやすいような環境を整備し、市民の皆さんが自らの創造力で次なる世界を広げられるように支援していきます。

この対馬は、第一次産業、特に水産業に元気がないと全産業に伝播していきます。漁業従事者が就業しやすい、また出漁しやすい環境をつくり出すのが行政の役割と考えていますので、その点で支援を積極的に行ってまいります。

燃油問題にとどまらず、新たなことに挑戦し、取り組もうとする分野にも支援を行いたいと考えております。

財政再建につきましては、市役所内部の経費の再度の見直しを断行し、職員自らができることは行っていきます。また、既存施設の管理経費の圧縮はもとより、施設の休廃止という地域や地区、さらに多くの世代にもそれ相応の痛みや犠牲が伴うことにも着手せざるを得ないと考えております。しかし、未来の対馬を担う青少年たちへの投資については、あえて聖域を設け、公平に行い、痛みや犠牲に大人は耐えられても子供たちにその思いを強いることなく人づくりにしっかり取り組む考えであります。

また、継続事業についてもこの時期に真に必要なか否かを見極め、大ナタをふるわねばいけません。また、見直しができない段階にいたっている事業については、真に市民にとって利便性や効用が高まるように、新たな利活用策を早急に検討し、議員の皆様にもお示しいたします。

例えば、CATV事業で設置しております光ケーブルの帯域の一部を移動通信事業者に貸し出し、携帯電話の不感地区解消に役立てるなどが考えられます。

また、地域が力を取り戻す施策展開を図るために、私は市役所職員全員を地域マネジャーに任命し、担当地域と密な関係を持ちながら、地域や校区単位でのビジョンを市民とともに描き、それを具現化していきます。

そして、市民が積極的に参画できる環境をつくりながら、地域や市民が主体となって活動する対馬づくりに邁進いたします。

そのためには島内にとどまらず島外の対馬出身者や対馬をこよなく愛してくださっている人たちとも対馬を浮揚させるため連携を強化していきます。

また、あえてここで言うまでもないことではありますが、いまだ職員の中には市民というサービス対象者がいて初めて市役所は存在するとの意識が全体にまだまだ浸透していないようにありますので、その点の意識改革を徹底して取り組んでまいります。

また、国際交流に関しましては、10数年後の世界経済の趨勢に思いをめぐらすとき、さらに対馬のこの地勢的条件を考えると、対馬生き残りのための布石として大陸との人的交流は今までどおり行ってまいります。

そして、これからは新たに第一次製品の活路を大陸に見い出すため、経済交流に積極的に取り組んでまいります。

ところで、環境変化に最も適応したものが生き残るといふふうに言われておりますが、それぞれの人が持つ創造力、それこそが有史以来の人類のあらゆる危機対応の源泉であったはずで、私は、市民とともに創造力で現実の危機や環境変化に対応し、対馬市の生き残りを図ってまいります。

最後に、私たちは過去に対馬を築いた先人たちに申し開きができるように、そして100年後の世代にしっかりと自信を持って引き渡せるように、可能志向で考働し、たゆまず市政の創造と革新に挑戦し続けます。対馬の新しい黎明を市民の皆さんと迎えるため、走り続けることをお約束し、就任後初めての市議会場で私の市政運営に取り組む所信の一端を申し上げさせていただきました。

市民の皆様並びに議員諸兄の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私のあいさつといたします。

○議長（波田 政和君） これで市長の所信表明を終わります。

日程第4. 承認第2号

○議長（波田 政和君） 日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長、永尾榮啓君。

○総務部長（永尾 榮啓君） ただいま議題となりました承認第2号、専決処分承認を求めることについて、提案理由、その内容について御説明を申し上げます。

本案は、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第7号）を去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条3項の規定によりまして御報告し、御承認を求めます。

今回の補正は、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税等の額の確定による増額、及び事務費、事業費の決定等によります財源調整、事業費の減額等が主なものでございます。

1ページをお願いいたします。平成19年度対馬市一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304億7,900万円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから7ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条繰越明許費の補正は、8ページ及び9ページの「第2表 繰越明許費補正」によるものとし、繰越明許費についての追加及び変更をいたしております。

追加といたしましては、斎場建設事業外4件、5,885万円、また変更につきましては補正6号で議決いただきました繰越明許費のうち、美津島支所等新築事業外16件の繰越額と合計額をそれぞれ変更いたしております。

第3条地方債の補正は、同じく8ページ及び9ページの「第3表 地方債補正」によるものでございます。

事業費の決定によります一般公共事業債、一般単独事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、災害復旧事業債及び長崎縣市町財政資金貸付金を変更し、起債限度額を43億7,700万円とすると定めております。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして主なものを御説明いたします。

まず、歳入でございますが、14ページをお願いいたします。1款市税につきましては、法人分の市民税を459万6,000円減額いたしております。2款地方譲与税から16ページの7款自動車取得税交付金までは交付額の確定によりそれぞれ補正をいたしております。

18ページをお願いいたします。10款地方交付税は特別交付税の決定によりまして2億2,010万7,000円を増額いたしております。補正後の特別交付税は11億10万7,000円となります。

11款交通安全対策特別交付金は、交付額の決定によりまして72万5,000円を減額いた

しております。

12款分担金及び負担金1項負担金は移動通信用鉄塔施設整備事業分担金等74万3,000円を減額いたしております。2項負担金は68万3,000円を減額いたしております。入所児童数の減等によりますへき地保育所入所負担金の減額が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料1項手数料は移動通信用鉄塔施設使用料等70万1,000円を減額いたしております。2項手数料は865万3,000円を減額いたしております。じんかい収集手数料、廃棄物処理手数料等の減額が主なものでございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金は1,215万1,000円を減額いたしております。保育所運営負担金、道路災害復旧事業負担金が主なものでございます。2項国庫補助金は933万6,000円を減額いたしております。主なものは障害者自立支援対策臨時特例交付金の736万3,000円の減額でございますが、これは県補助金への組み替えによるものでございます。

22ページをお願いいたします。15款県支出金1項県負担金は保育所運営負担金を164万6,000円を減額いたしております。2項県補助金は1,423万3,000円を減額いたしております。障害者自立支援対策臨時特例交付金の増額、移動通信用鉄塔施設整備事業補助金、新世紀水産事業育成事業補助金等の水産業費の補助金、及び林業施設災害復旧事業補助金の減額が主なものでございます。

24ページをお願いいたします。3項委託金は中山間地域総合整備事業委託金等95万7,000円を減額いたしております。

16款財産収入1項財産運用収入は基金利子を6万9,000円増額いたしております。2項財産売り払い収入は家畜導入牛売り払い収入を257万1,000円増額いたしております。

18款繰入金2項基金繰入金は1億7,557万3,000円を減額いたしております。歳入の増額等によりまして財政調整基金等の繰入金を減額調整いたしております。また、特定農山村総合支援事業基金等の特定目的基金は歳出の減額によりまして、繰入金も減額をいたしております。

26ページをお願いいたします。20款諸収入3項貸付金元利収入は振興公社貸付金返還金を200万円減額をいたしております。豊玉町の振興公社の商品、イカシューマイが平成19年2月の納入先での食品事故等によりまして公社の収入が落ち込み、市貸付金の返済が困難になり、平成19年度以降の返済分を繰り延べるために今回減額しようとするものでございます。

5項雑入は19万7,000円減額いたしております。滞納処分費75万6,000円の減額、情報漏えい対策の実費弁償金93万8,000円の増額等が主なものでございます。

21款市債1項市債は事業費充当率、起債額の決定によりまして360万円を減額いたしております。

次に、歳入につきまして御説明をいたします。30ページをお願いいたします。1款議会費は費用弁償を50万円減額いたしております。2款総務費1項総務管理費は2億8,708万9,000円を増額いたしております。3目財産管理費の減債基金2億9,974万3,000円の増額が主なもので、歳入の増額及び歳出の執行残等によります減額分を積み立てようとするものでございます。

32ページをお願いいたします。2項町税費は納税組合事務取り扱い費交付金等160万8,000円を減額いたしております。4項選挙費は3,109万1,000円を減額いたしております。市長選挙費、市議会議員選挙費、農業委員会委員選挙費の事務費等の不用額を減額いたしております。

34ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費は9,880万円を減額いたしております。補助対象額の増額、医療費の確定等によりまして国民健康保険特別会計繰り出し金、老人保健特別会計繰り出し金、介護保険特別会計繰り出し金の減額が主なものでございます。

36ページをお願いいたします。2項児童福祉施設は2,364万9,000円を減額いたしております。保育運営費負担金、次世代育成支援対策事業補助金の減額が主なものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費は財源内訳の変更でございます。2項清掃費は漂流漂着ごみ処理委託料、ごみ袋売り払い手数料等378万2,000円を減額いたしております。

38ページをお願いいたします。6款農林水産業費1項農業費は348万2,000円を減額いたしております。牛購入費中山間総合整備事業負担金等の減額が主なものでございます。2項林業費は35万7,000円を減額いたしております。森林国営保険料を165万7,000円減額いたしましてシイタケ生産推進補助金を130万円増額をいたしております。3項水産業費は2,115万5,000円を減額いたしております。事業費の決定によりまして工事費、事務費、負担金、補助金等を減額いたしております。

40ページをお願いいたします。3目水産振興費21節貸付金利、豊玉町振興公社に対します貸付金を370万円計上いたしております。歳入の諸収入でも御説明いたしましたが、納入先での食品事故等によりまして収入が落ち込み、原材料等の仕入れ等、公社運営に支障が出てくるために貸し付けしようとするものでございます。

7款商工費1項商工費は観光情報システム整備工事費を325万1,000円減額いたしております。

8款土木費2項道路橋梁費は維持補修工事費等94万5,000円を減額いたしております。

42ページをお願いいたします。3項河川費は維持補修工事費80万2,000円を減額いたしております。4項港湾費は県管理港湾使用料徴収委託料及び測量調査設計管理等委託料を403万5,000円減額いたしております。5項都市計画費は事業費の決定等によりまして

765万7,000円を減額いたしております。

44ページをお願いいたします。6項住宅費は財源内訳の変更でございます。

9款消防費1項消防費は防災行政無線にかかります保守点検委託料及びNTT通信回線使用料を113万8,000円減額いたしております。

10款教育費1項教育総務費は日韓交流教育促進事業補助金69万4,000円を減額いたしております。2項小学校費は維持補修工事費を243万7,000円減額いたしております。5項社会教育費は393万円を減額いたしております。

46ページをお願いいたします。対馬市交流センター管理組合負担金340万円の減額が主なものでございます。6項保健体育費は光熱水費及び賄い材料費を560万円減額いたしております。

11款災害復旧費は事業費の決定によりまして、1項農林水産施設災害復旧費を1,836万5,000円減額、48ページをお願いいたします。2項公共土木施設災害復旧費を1,401万4,000円減額いたしております。

12款公債費1項公債費は財源内訳の変更でございます。

13款諸支出金2項公営企業費は旅客定期航路事業特別会計繰り出し金を379万7,000円減額いたしております。

なお、50ページから53ページに補正予算給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照方をお願いいたします。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑、4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） まずもって、市長就任おめでとうでございます。歳入の、これ専決処分ですから発言することもあれですけども、歳入の第1款市税に関連をして3点お尋ねをいたします。

4月のこれは地元唯一の対馬新聞でございますが、4月4日付でこのような記事が載っております。市職員市議会の税金滞納発覚、公職にありながらということで、滞納者は市の部長1人を含む市議会議員6人計9名、なんと滞納額が390万円です。部長を含む市の職員3人、部長というのは管理職のリーダーです。皆さんを引っ張る地位にある地位ですよ。この方も滞納しております。それと市民の代表である議員も6人も滞納している。こういうことでは市民に対して税金をお願いしますと言えないじゃないですか。

そこで、この部長さん、だれかわかりませんがね、このような行為を行ったんだから当然のごとく処分されると思うが、その処分というのはどういう形になるのか、これが1点ですよ。分

限処分もありましょう、懲戒処分もありましょう、どの処分で行うのかをお尋ねいたします。

それと、市民の代表である議員は市民から選ばれておるわけでございます。これは個人をはずれるわけですね。なぜこの6名の名前を公表できないのか、まずこの2点。

○議長（波田 政和君） 静粛にお願いします。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） まず、市税の滞納をしていたまづもって職員がいたということについては正直私もその報道を聞いて大変残念に思っております。処分の内容に入る前に、市民の皆さんにきちんとこの問題については陳謝したいと思っております。申しわけございませんでした。

その後の経緯につきましては、昨日までに職員並びに議員の方々についても完納されておるといふ報告は私の方には届いております。完納しているからよいのかということで、先ほどの処分の問題になりましようけども、滞納にいたった経緯と申しますか、そういうところを十分に吟味して、内部で適正な措置を図っていきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

申しわけありません。氏名の公表の問題ですが、個人情報保護の観点というものの考え方もございます。私どもがここで軽々に氏名を公表することによって私自身が法に抵触するやも知れませんが、そこについても今しばらく時間を有余を与えていただければと思います。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） 処分については考えるということですね。考慮をするということですね。先ほどの名前の公表ですけどね、議員の6名の、これについては個人情報保護によりできないというお考えのようでございますが、先ほど申しましたけども、市民の代表でございますから、かなりの範囲をはずれると思います。個人情報保護もですね、法律があつて除外事項があるんですよ、適用除外というのが法律にうたつてあります。今回の保護法によると、第50条には適用除外項目がございます。この中には、政治活動などについてはこれを除外するとあるわけですから、ちょっと考える時間ということでしたから、これも含めて私はぜひ公表していただきます。

それで、このようなことはもう本当あれですよ、ていたらくのきわみですね、私に言わせれば。それで、この関係で私ども政治倫理条例がございます。皆さん誤解しておるのは、政治倫理条例というのは、いつも公共事業だとかへつぱったのつぱたのが多いわけですが、この条例の中はこうなっているんですよ。よろしいですか。議員市長らの責務であります。これ第2条ですよ。議員、市長らは日本国憲法の第11条及び第14条を尊びつつも市民全体の代表として市政に携わる権能と責務を深く理解し、ここですよ、自らの地位と名誉を損なうような一切の行為を慎みとあるんですよ。これそのものに抵触している可能性が非常に高いですよ、いいですか。

それと、政治倫理基準というのがございます。これは第3条ですけどね、この6項にこううたつてあるんですよ。市民全体の代表としてその地位と名誉を害するような一切の行為を慎まなけ

ればならんと、そううたつてあるわけですよ。これに抵触する恐れがある場合はどうするかということになりますと、これは第8条で規定してあります。確かに市民の署名によるものもあるが、第8条の5項では市民の請求を受けた者のほか、この条例に定める政治基準に違反している疑いがある場合は、前項に準じ、議長、市長は審査会に調査を求めなければならないと義務化しているんですよ。

私はぜひ疑いが十分あるわけですから、違反している、これは尊い市税ですから市長の判断でこの8条6項の規定によりぜひ政治倫理審査委員会を開いていただきたいと思いますがいかがでございましょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 対馬市が持っております条例の中でこの政治倫理条例は理念条例として私は大変高邁な理念を掲げた素晴らしい条例だというふうに思っております。

自らを律していくためにまずもってこの条例は私はあるというふうに思っております。決してこの条例の中で措置をどんどんしていくというよりも、まずお互いが自分自身を律することが先だというふうに思っております。今後、このようなことが起こらないように私は、私を含め皆様もこの条例を大事にしていきたいというふうな思いでおります。

これを、この条例を持って、この条例で振りかざすというふうなことよりも、律することの理念だというふうに、それぞれ皆様が考えて、これから先、市政運営をやっていけばいいんじゃないかというふうに思いますが、私の基本的な考え方です、そこは。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） あのですね、律することができないからこういう状態が続いているんですよ。律することができればこういう状態は自然と生まれませんよ。状態が生まれたんだからこれに対して対応していかなばいけないじゃないですか。それはこの条例に基づいて私は審査委員会を開き、そしてその経過についても十分審査した方がいいと思いますんで、これは市長、市長の権限でぜひ進めていただきたいとお願いをいたします。

以上です。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいま4番議員のお話を伺い、当然条例にうたわれておるんだからそのようにやらなければいけない部分もございませう。先ほど申しましたような、私のような考えもございませう。その2つを十分に考えながら次の措置をとっていきたいと思います。承知いたしました。

○議長（波田 政和君） ほかに、10番、糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） ちょっと予算の方でお尋ねいたします。31ページ、総務部長、

減債基金の積立金の累計残高がわかれば、2億9,974万3,000円の積み立てした場合にいくらかになるのかそれをお尋ねいたします。

それからもう一点、45ページ、永留部長、御就任おめでとうございます。早速で申しわけないですけど、日韓教育促進事業がもうちょっと説明をできるようであれば説明をいただきたいと思っております。

2点だけお願いします。

○議長（波田 政和君） 総務部長、永尾榮啓君。

○総務部長（永尾 榮啓君） 基金の19年度末の残高について御説明を申し上げます。

財政調整基金につきましては6億6,210万円、減債基金につきましては9億3,279万7,000円、振興基金につきましては2億5,840万円となります。

○議長（波田 政和君） 教育部長、永留秀幸君。

○教育部長（永留 秀幸君） 先ほどの日韓交流促進事業補助金の件でございますが、この件につきましては当初鶏知中学校と上対馬高校の交歓、交流を予定をしておりました。おたわけなんですけど、上対馬高校が都合により交歓できないということでございますので、それらの分を減額をしております。本年度につきましてはまた上対馬高校、鶏知中、今里中、それで迎えるのが鶏知中等が交歓させて、また来ていただいてまた交流を進めるということで予算措置をいたしております。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。6番、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 34ページをお願いします。3款民生費5項老人福祉費に関して、この4月1日から後期高齢者医療制度が始まっております。新聞、テレビ、マスコミ等で全国で大変この制度に関して混乱の報道がなされております。

で、我が対馬市ではそういうような混乱があったかいかまずそれを1点。そして、この15日に年金受給者の方々は年金から天引きをなされております。それに対する苦情等はあったのかなかったのかお尋ねをいたします。

○議長（波田 政和君） 保健部長、山本輝昭君。

○保健部長（山本 輝昭君） この4月から始まりました後期高齢者医療制度につきましては、国を初め各自治体ともPR不足の面がございまして、大変被保険者の皆様には御迷惑をおかけいたしておるところでございますが、先ほどの御質問に対して報告をさせていただきます。

後期高齢者の対象者は約5,000名でございます。で、仮徴収の保険料の決定を広域、長崎県の広域連合で行いまして、仮徴収の通知をですね、3,576件行っております。その中に死亡された方につきましても55件、それから生保関係で広域の後期高齢の被保険者にならない方に14件、計65件のデータ入力ミスがっております。

これは、年金から差し引く場合に、4月の年金から差し引く場合に社会保険庁の方に1月19日までに対馬市のデータを送付しなければならないということで、その後、なくなった方、あるいは生保になられた方、そういった方のデータの間違いがほとんどでございまして、この分については今後、なくなった方につきましては年金の相続権者の方にお支払いをします。それから、生保につきましては、生保者の方に御説明をいたしておるところでございます。

なお、電話等、あるいは苦情等につきましては先週の金曜日までの集計によりますと、約250件の御質問がっております。その中には保険者証の再発行の方が65件、電話での問い合わせが155件、来庁されて御説明をさせていただいたのが30件程度でございます。

長崎県におきましては約1万5,000件程度の問い合わせ等がっておりますという集計が出ております。

ちなみに長崎県下の13市の中ではトータルとしましては対馬市の方では一番少ない170件程度のトータルとして御質問等がっておりますが、御説明の中では御理解を賜っておるところでございます。

以上です。

○議長（波田 政和君） 6番、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 対馬市においては混乱もそれほどなく、スムーズな制度が導入されたというふうなお話、受け取り方でもよろしいんですか。で、そうしますと、例えば、75歳以上の高齢者の方々が当然保険料を天引きされるわけですけども、その中で、例えば現状、19年度まで国民健康保険、あるいは老人保健特別会計におさめている保険料よりも下がる方がどのくらいあるのか、あるいは今まで負担をしている保険料よりはどれだけの方が高額な負担をせざるを得ないのか、その辺のデータがわかればお願いをいたします。

○議長（波田 政和君） 保健部長、山本輝昭君。

○保健部長（山本 輝昭君） 後期高齢医療で保険料につきましては、段階的に低所得者に対します減額措置がございまして、7割の軽減、5割軽減、2割軽減ということで、これは本年度の平成19年度の所得が確定をしておりませんので、前年度の所得で試算した分でございますが、県下の被保険者数は約19万5,000名程度でございます。それで、軽減を受けられる方、7割軽減が全体の44%の方が7割軽減を受けられます。5割軽減は2.6%程度ですね、5割軽減がですね、2割軽減が6%、約10万3,000名、全体の被保険者の52%が何らかの軽減措置の対象ということでございます。これあくまでも前年度の試算でございますので。

対馬市におきましては7割軽減を受けられる方が約55%、5割軽減が3.2%、2割軽減が5.1%程度でございますが、約被保険者5,656名のうち3,582名、約63%の方が何らかの軽減措置の対象ということで試算をいたしております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 6番、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 対馬においては6割程度の方が何らかの形で現状よりは低い保険料で診察が今までどおり受けられるということですね。で、何回も言いますようですが、この制度の広報とか何かは今一層努力していただいて、高齢者の方にこの制度が理解できるように最大限の努力をしてほしいということで質問を終わります。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。3番、小西明範君。

○議員（3番 小西 明範君） 農林部長にお伺いしたいと思います。38ページ、この水産業振興費の8節報償費ですが、新規就業者指導料180万円の減額となっております。そして次のページの新規就業者指導用船借り上げ料180万円の減額、そして19節負担金の後継者対策事業補助金360万円の減額となっております。これ実際に新規就業者がいなかったのかどうか、また後継者が、対象となる後継者がいなかったのか、その状況を聞きたいと思います。できれば、わかりましたらここ二、三年の状況もあわせてお願いしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 農林部長、小島憲治君。

○農林水産部長（小島 憲治君） お答えいたします。

長崎県の県の事業によりまして新規就業者の募集を昨年、19年度行いましたけども、該当者が、はっきり言いまして該当者がなかったということでございます。20年度も引き続いて当初予算で計上させていただいておりますので、広報、市報等におきましてそういう呼びかけも行ってございますので、今後も進めていきたいと思っております。

関連でございますが、3点とも質問されたのは、後継者対策の新規就業者に対する事業名が違う、中身が違いますけれども、補助金的には一緒でございます。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市一般会計補正予算（第7号））を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。開会は11時15分から。

午前11時06分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

日程第5. 承認第3号

日程第6. 承認第4号

日程第7. 承認第5号

日程第8. 承認第6号

日程第9. 承認第7号

○議長（波田 政和君） 日程第5、承認第3、専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））から日程第9、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号））までの5件を一括して議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。保健部長、山本輝昭君。

○保健部長（山本 輝昭君） ただいま一括して議題となりました5件のうち、保健部所管の承認第3号から承認第5号までの3件について、続けて御説明申し上げます。

この案件につきましては、国、県等の支出金、補助金及び交付金等の決定、あるいは事業費の確定等に伴いまして去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認をお願いするものでございます。

それでは、承認第3号、平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から御説明申し上げます。

専決第3号をお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,923万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,100万6,000円

と定めるものでございます。

2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

歳入について御説明申し上げます。8ページをお開きください。3款1項国庫負担金では療養給付費等の見込みの減によりまして1,784万9,000円減額いたしております。2項国庫補助金では普通調整交付金で1億1,519万5,000円、特別調整交付金で1,434万1,000円の増で、あわせまして1億2,953万6,000円を増額といたしております。

4款1項療養給付費交付金につきましては、2,509万2,000円の減、同じく5款1項県負担金では216万7,000円の減といたしております。2項県補助金につきましては、普通調整交付金2,974万2,000円、10ページをお開きください、特別調整交付金で3,587万2,000円の増で、あわせまして6,561万4,000円を増額といたしております。

7款1項共同事業交付金は、高額医療共同事業交付金で562万6,000円の増、保険財政共同安定化事業交付金では1億6,136万2,000円の減といたしております。

9款1項他会計繰入金は、職員給付費等繰入金で1,948万円の減、出産育児一時金等繰入金で186万8,000円の増でございます。2項基金繰入金につきましては当初財政調整基金より5,000万円の繰り入れを予定しておりましたが、療養給付費等の見込み減により繰り入れを皆減といたしております。

11款4項雑入につきましては、第三者納付金等で406万7,000円の増といたしております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

14ページをお開きください。1款1項総務管理費では、1目一般管理費で電算システム修正委託料等238万2,000円、3目医療費適性化特別対策事業でレセプト点検委託料等324万4,000円不用額を減額いたしております。

16ページをお開きください。2款1項療養諸費で退職被保険者等療養給付費で1,483万9,000円、2項高額療養費で2,221万9,000円それぞれ減額いたしております。

18ページをお開きください。3款老人保健拠出金、4款介護納付金はそれぞれ財源内訳の変更でございます。

5款1項共同事業拠出金は、高額医療費共同事業医療拠出金で870万2,000円、保険財政共同安定化事業拠出金で1,142万9,000円それぞれ減でございます。

10款予備費につきましては、559万円減額いたしております。

以上で、承認第3号の説明とさせていただきます。

続きまして、承認第4号、平成19年度対馬市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

専決第4号をお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億1,847万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,419万2,000円と定めるものでございます。2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入について御説明申し上げます。8ページをお開きください。医療給付費見込みの減によりまして、1款支払い基金交付金で1億7,615万3,000円、2款国庫支出金で7,920万5,000円、3款県支出金で2,161万5,000円、10ページをお開きください、4款繰入金で4,333万6,000円それぞれ減額いたしております。5款繰越金は前年度繰越金で63万7,000円、また6款諸収入は第三者納付金で119万9,000円それぞれ減額いたしております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。12ページをお開きください。1款1項総務管理費では職員給与費及び事務費等で、不用額167万5,000円減額で、2款1項医療諸費でも医療給付費等3億1,679万8,000円の減額といたしております。14ページに補正予算給付費明細書を添付いたしております。

以上で、承認第4号の説明とさせていただきます。

最後に、承認第5号、平成19年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

専決第5号をお願いいたします。第1号で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,425万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,159万3,000円と定めるものでございます。

2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入について御説明申し上げます。8ページをお開きください。1款1項介護保険料では1号被保険者現年度特別徴収分で4,430万8,000円の増で、現年度普通徴収分は3,418万5,000円の減でございます。滞納繰越分は200万円の増で、あわせまして1,212万3,000円の増額といたしております。

介護給付費見込みの減によりまして、3款1項国庫負担金は1億2,324万8,000円、2項国庫補助金は調整交付金で4,680万6,000円それぞれ減額といたしております。あわせまして、4款支払い基金交付金でも1億350万4,000円の減でございます。5款県支出

金は1,531万5,000円の増となっております。10ページをお開きください。7款繰入金は、一般会計からの繰入金を2,876万円減額いたしております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。12ページをお開きください。1款総務費は、事務費等不用額456万8,000円を減額いたしております。14ページをお開きください。2款保険給付費は、1項介護サービス等諸費で1億9,849万円、2項介護予防サービス等諸費で6,325万8,000円、3項その他諸費で44万2,000円、4項高額介護サービス等費で397万円、5款特定入所者介護サービス費で416万4,000円それぞれ減額いたしております。4款基金積立金は介護給付費準備基金へ63万3,000円を増額いたしております。

18ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

以上で、専決第3号から第5号までの3件の提案理由及び概要の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきまして、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） ただいま一括議題となりました承認第6号、平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は旅客定期航路事業における赤字航路事業の補助金の確定によるもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものでございます。

歳入歳出は次のとおり定めるものでございます。第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,588万7,000円とするものでございます。第2項で歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

8ページをお開きください。歳入につきましては、2款国庫支出金1項国庫補助金は赤字航路事業補助金の確定により623万1,000円の増額でございます。4款繰入金1項他会計繰入金は一般会計繰入金を379万7,000円を減額し、また同款3項財政調整基金繰入金についても151万4,000円を減額するものでございます。

歳出について御説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費は財政調整基金積立金92万円の増額でございます。また2款施設費1項施設費は財源内訳の変更でございます。

以上、承認第6号の説明を終わります。

続きまして、承認第7号、平成19年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、1号、2号風車の連結軸破損箇所修繕に伴う発電施設停止期間中の売電事業収

益の減額と1号風車連結軸破損箇所の修繕に伴います修繕費用及び停止期間中の逸失電力の補償保険金について計上するもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものでございます。

歳入歳出予算は次のとおり定めるものでございます。第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,556万1,000円とするものでございます。第2項で歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

歳入について御説明いたします。8ページをお開きください。1款売電事業収益1項営業収益1目売電収益の608万8,000円の減は修繕等に伴う停止期間中の売電収益の減でございます。3款諸収入2項雑入につきましては風車の修繕費用と停止期間中の逸失電力に伴う補償保険金でございます。

歳出についてでございますが、10ページをお開きください。3款諸支出金1項基金費は財政調整基金積立金を100万円減額するものでございます。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。18番、作元義文君。

○議員（18番 作元 義文君） 保健部長に1点だけ質問をいたします。

国民健康保険の11ページ、出産一時金の繰入金ですね、減額になるよりもふえた方がいいわけですが、その19年度の新生児の出生者数を教えていただきたいと思いますが。

○議長（波田 政和君） 保健部長、山本輝昭。

○保健部長（山本 輝昭君） 国民健康保険で支出いたしました出産数は103名でございます。

○議長（波田 政和君） よろしいですか。

○議員（18番 作元 義文君） はい、いいです。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号から承認第7号までの5件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号から承認第7号までの5件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））から承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号））までの5件を一括して採決します。

お諮りします。各案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号、承認第4号、承認第5号、承認第6号、及び承認第7号は原案のとおり承認されました。

日程第10. 承認第8号

○議長（波田 政和君） 日程第10、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度対馬市一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長、永尾榮啓君。

○総務部長（永尾 榮啓君） それでは、ただいま議題となりました承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、平成20年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を去る4月15日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして御承認を求めるものでございます。

今回の補正は、じんかい収集の委託業務にかかわります債務負担行為の設定とじんかい収集委託料を増額しようとするものであります。

1ページをお願いいたします。平成20年度対馬市一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ275億8,100万円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

第2条債務負担行為は地方自治法第214条の規定によりまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、4ページ及び5ページの第2表債務負担行為によるとするものでございます。

じんかい収集の委託期間を平成20年度から平成22年度までとするため、平成21年度及び

平成22年度の限度額を設定するものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

まず、歳入でございますが、10ページをお願いいたします。10款地方交付税、1項地方交付税は、普通交付税を600万円増額いたしております。

次に歳出でございますが、12ページをお願いいたします。4款衛生費、2項清掃費はじんかい収集委託料600万円を増額いたしております。これはじんかい収集に際しまして、ごみの臭気、飛散、汚水の流出対策のため、平成20年度からパッカー車の導入を義務づけるために増額しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 担当部長の方にですね、ただいま説明の中で補正の根拠はわかったんですが、20年度の一般、いわゆるごみの収集、6町の運営、これに対する委託、これをですね、4月1日以降どういう考えで行うのか、質問いたします。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、橋本政次君。

○市民生活部長（橋本 政次君） ただいまの御質問についてお答えをいたしたいと思いますが、平成19年度までは、このごみの収集業務に関しましては、それぞれ随意契約による入札の発注、それから競争入札による発注をそれぞれの地区で進めてまいりましたが、平成20年度からは議会の方からもいろいろ御意見をいただいておりますし、このことにつきましては、基本的に2ブロックを対象に入札を実施する考えでございます。

内容といたしましては、白ナンバーブロック、要するに巖原、美津島管内、対馬クリーンセンターに直搬入ができる地域でございます。それから青ナンバーブロックが豊玉以北、豊玉、峰、上県、上対馬管内、これを青ナンバーブロックに分けて入札をそれぞれ実施をしてみたい、このように考えております。

○議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） この執行に当たっては既に4月1日以降、もう具体的にやってくるわけですか、そういうふうな方針で。暫定期間設けてやるのか、その辺を少し説明をですね、お願いします。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、橋本政次君。

○市民生活部長（橋本 政次君） もう御承知かと思いますが、20年度に関しましては、4月の1カ月間だけ暫定による随意契約で入札、ごみの収集業務を発注をいたしておりますが、今回専決をお願いをいたしておりますように、入札の方法から、それからパッカー車の収集車のパッ

カー車への変更と、こういったもろもろの入札の方法等を変更いたしまして、11カ月の、残り20年度11カ月分の補正予算600万円を今回専決をしていただき、これを20年度からは、20年の5月1日から新しい入札方法によって実施をしまいるということでございます。

○議員（13番 大浦 孝司君） 議長、いいですか、最後です。

○議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 最後になりますが、19年度の入札の結果、特に上対馬町の間では、予算額にわずか30%でその競争入札をやって、たたきあって契約を結んだという、非常に、どう見ても不合理な運用がございましたが、この最低制限を設けた格好で執行するべきであるというふうな委員会の委員長報告の——厚生常任委員会ですが、そういうふうなことですね、考え方、少しできれば、その辺ですね、以前と比べてどういうふうにするのか、その点を1つお尋ねします。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、橋本政次君。

○市民生活部長（橋本 政次君） まず第1点の最低制限の価格の設定でございますが、今回の入札の発注に当たっては最低制限の設定は考えておりません。と申しますのは、対馬市の入札におきましては、役務に関する入札の執行に関しましては、最低制限の価格は設けられてないというような状況があります。なお、あわせまして、先ほど申し上げられ、お話がありましたように、上対馬管内ではかなり落札額が低いというような中での状況ではございますが、実際に収集業務に当たっている業者の方につきましては、収集業務に何ら影響を与えているものではありません。以上、終わります。

○議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） 市長に、平成20年度の一般会計についてですね、基本的な考えをお尋ねしたいと思います。

松村前市長は施政方針説明の中で今回の20年度の当初予算は骨格予算であるということを再三言われました。ところが私は議案審議の中で、いや、これは骨格予算じゃないと、本予算だと、その証拠に、19年度から比べて4.2%しか減額してないわけですね、中身見ると、もう本予算なんです。ところが、頑として骨格予算であると言われてきました。この予算がその市長の基本的な施政をあらわしている鏡であるわけですが、財部新市長が今回の、まあ、時間的な問題があったと私は思うんですけども、ただの600万、それも地方交付税をちょっと上乘せして、その分をごみの問題に振り向けたということで、これは枝葉の問題だと思うんですね。それで、財部市長は、いわゆる財部カラーを出した予算はいつ出されるのか、今回の予算を見てですね、いわゆる基金当たりがいい方向に向かっていると思うんです。それでそういう余裕というか、前向きになってますので、財部カラーをやっば出すべきだと、うろたえて出して失敗をしたらいけま

せんけどね。そういう基本的な考えを伺いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、21番議員の方から、今回の20年度の補正予算に関しまして財部の色はどのように出てるのか、もしくは、今後どういう形であらわすのかという質問かと思いますが、正直言いまして、3月28日就任しましてから、まだ1カ月もたたない状況の中で4月15日に専決をさせていただきましたが、わずか600万でございます。私自身の所信表明に基づく色というのは、正直言いまして今回ではなく、6月定例議会において補正をさせていただきたいというふうに思っております。

最初の御質問の中で、骨格予算で95.何%というふうな前年対比のお話ございました。基本的に骨格予算かどうか、骨格予算で95はいかがなものかとか、いろんな考え方はあろうかと思えます。私の個人的な見解では、九十数%における骨格予算というのはあり得ないのじゃないかというのが、私の個人的な見解です。ただし、それはあくまでも個人の見方というのがございますので、それについては、何も申し述べることはございません。6月において、所信に基づく予算を組ませていただきたいと思います。ただし、皆様御存じのように継続していかねばいけない事業等がまだまだたくさんございます。その中で私の色っていうのは鮮明に出しようございますが、まだ恐らく淡い色になるのではなかろうかということをお承のほど、よろしくお願いたします。

○議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） 私も、今市長が答弁されましたように、私はね、骨格予算に間違いなと思うんですね。その学説でもですね、そういうふうなうたってあるわけです。市長選挙が近づいてきた、それで継続事業とか人件費とか、そういう決まったですね、ものを、期間は決めてなくても、それが骨格予算だと。だから、新規事業はもちろん入れないし、次の市長に、自分を含めてですね、提出者である現市長を含めて、次の市長にゆだねると、これが礼儀だというふうになんと書いてあるわけです。だから骨格予算ではなくて、本予算だと思うんですけども、まあそれはさておいて、6月には財部カラーを出したいと、ぜひ、そうしていただきたいと思うんですが、その場合にこの予算をですね、ただ、踏まえた上でカラーを出すんじゃなくて、その予算そのものですね、やっぱり、財部カラーで修正するなり、減額するなり、そういう方向を出された方がいいということを注文したいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先輩のおっしゃることを踏まえて、6月の予算編成にはあたりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） 2点ほどお尋ねいたしますが、今回600万の補正という、専決ですからね、専決というのは議会はないがしろにできるわけですけども、はい。今回600万、そしてその金額は、内容というのはパッカー車と言うんですか、こうくるくる、こう回るやつなんですよ。それを導入するために600万円を今回専決をしたということで、骨格の予算の話もございましたが、こういう市民に直接のというものは、当然骨格というものじゃございませんので、本来、本予算で計上してるわけです。今回も前回もそうでした。そして今回は600万を計上しとると。じゃあ、前回通った当初予算でやれば、この600万は使わなくてもいいわけですよ。これは市民の負担になるわけですから。まず、その点が1点。使わなくてできたのか、できなかったのかということですね。

それと今回の専決処分、これはですね、179条の第1項で専決するわけですが、179条1項でもいろいろ内容はございまして、何でもかんでも専決はできないことになつとるんですよ。じゃあその中のどれによって専決をされたのか、理由をひとつお願い。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 3月議会に、定例議会において論議されました予算に600万を補正をし、それを4月15日に専決し、ただいま執行しておりますが、確かに3月に比べて市民にとって負担増になるという予算書上はそのような形になっております。

今回のこの債務負担行為を含めての考え方って言いますのは、あくまでも平成17年3月の定例議会において請願を受けた議会の方が出されました。その際に、ごみの飛散等とか、さまざまな問題で、3カ年間のうちにパッカー車への移行を図るべきだと、そして観光地とか、いろんな形で、今進めておる対馬の方向に合うような収集のあり方を3年後に目指すべきであるというふうな意見をいただいております。それを踏まえまして、実は、この20年度にそういうパッカー車というものを導入を皆さんにさせていただくということ、ある意味義務づけていくということで、予算を組ませていただいたわけです。確かに、今までの収集方法と比べると、予算的には600万の負担増にはなろうかと思えます。なろうかとは思いますが、清潔っていいですか、さまざまな観点から考えたとき、パッカー車を導入してもらった方が、対馬の今後の清掃行政においてはいい方向だということで、あえて、この600万を補正をさしていただいたところでございます。

それと、なぜ専決という手法、補正で論議をされて、その後に執行をという意味での専決ということに対するお考えを正されたところだと思いますが、これにつきましては、昨年も収集をされる委託業者さんがかわっていくと、今までAさんがしてたのが、同じ地区でBさんになる、そうすると、いろんなトラブルが生じておりました。それで今回、あえて、債務負担を組んだわけですが、1カ月だけで昨年の金額、契約金額の1カ月分だけを随意契約をさしていただき、その

1カ月間だけの金額で次の新たな契約といいますか、パッカー車も含めた契約に移行していくため、早急にこの問題について議会の以前の方向性も踏まえてやりかえなければいけないというふうなことで、4月15日にあえて専決をさしていただき、今入札執行通知書等をそれぞれ出しているような状況であります。御理解をいただければと思っております。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） やはりですよ、そうすると、入札が近寄っとるんだから専決をしたということでいいですよ。でもですよ、本来から考えると、そういうものは、1年辛抱すれば、来年度になったときにパッカー車等をやれば、この600万の負担はなくて済むわけですよ。先ほどは、そのパッカー車関係で増になったということですから、増加をしたということだから、ならば、なっただけだから、1年ぐらい待って、そうすることによって、この600万の支出もいなくなるわけですよ。そして、よろしいですか。先ほど、厚生常任委員会の報告もございましたが、この問題についてはですね、常任委員会もそう、そして一般質問もあり、そして本議会での質疑もたくさんあったわけですよ、議場の中でですね。そうすると、先ほど所信表明で言われた議会との連携を図りつつやりたいということですよ。この問題は議会でも何回も取り上げてます。ならば、まず、議会に諮ってこの補正でもいいじゃないですか、補正でも上げて諮って、そして、こういう形でやりたいということの説明がなければ今まで論議したことそのものがなくなるわけですよ。要するに専決という行為をとって、議会の決議を無にするわけですから、今後とも、そういうふうな専決をやられるでしょうけども、ここは慎重になってもらわんとですね、それと一番懸念するのはですね、この中で600万は少ないから、まあよしとしても、債務負担行為がございますよね、2億3,700万円、債務負担行為というのは銀行の手形と一緒に、来年、再来年度の分の手形を既に切ったわけですよ。2億3,700万ですよ。そういう大きい債務負担行為もありながら、やはり、こういうときには、この臨時会でもいい、諮るべきだと思いますけども。大きい行為ですよ、これは。手形切ったんだから。そういうのはどう思いますか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） けして、私は、所信表明の議会の方と連携して物事を進めたいという考え方に自分自身の中では相違はございません。と言いますのは、先ほど申しましたように、17年3月の議会において、一つのこの問題について方向が出されているというふうに思っております。私はその議会との連携をけして、方向性として、無視はしてるつもりはございません。ただし、今4番議員がおっしゃられたように、専決という手法ではなくてですね、確かに補正臨時議会で補正というやり方で物事を進めた方がいいかなというふうには、確かに今思っております。ただし、何度も言いますが、議会との連携というものは、自分自身全く無視しようとか、そ

ういうつもりは、今後もされるでしょうという話がありました、けしてそういうつもりはございません。自分自身、このことに関しましては、17年の3月の議会の方向性というのを順守して、今回補正を、専決をさしていただいたというふうに考えていただければと思っております。

○議長（波田 政和君） ちょっと、待って。小宮さん、もうよろしいですか。

○議員（4番 小宮 教義君） いいです。

○議長（波田 政和君） はい、10番、糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） 私は、4番議員の意見ですけど、やっとなですね、4年たったんでしょうか、議会の意向をやっとな踏まえていただいたなあと、こういう思いを持っています。600万はですね、3年間だから200万ずつで理解をしております。ただし、部長の方にお尋ねしたいんですけど、白ナンバーブロック、青ナンバーブロックですね、これは強制的に青ナンバーにしたのか、前回から話があつとりましたが、望ましい形は青ナンバーというような話だったと私理解しとるんですけど、上の方だけ青ナンバーを強制、強制でなくて、強い指導したんですか。それから、青ナンバーとる場合にどれぐらいの経費はかかるのか、これもちょっと答弁お願いしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、橋本政次君。

○市民生活部長（橋本 政次君） この青ナンバーブロックの件に関しましてですけども、この豊玉以北の収集業者につきましては、可燃ごみ、それから不燃ごみ、資源ごみとございますが、搬入していただくわけでございますが、資源ごみ、不燃ごみ等につきましては、それで中部、北部の中継所に搬入をすると、こういった運搬方法に基づきまして、運輸局の方から、直接ごみ等を搬入しないというような運送体制であれば、青ナンバーの取得が必要であると、こういった運輸局からの指導を受けております。これに基づきまして、豊玉以北の収集業者の方につきましては、青ナンバーの取得をしていただいた、こういうことでございます。

○議長（波田 政和君） 10番、糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） これは部長、12月じゃなかったですか、青ナンバーに指導してですね、それで今年明けてパッカー車ということ、パッカー車の要望はですね、たぶん、4年ぐらい前からですね、私の記憶が間違いでなければ、中原議員が委員長しておったときに、パッカー車の方に移行すべきだと議会の要望は出しとったはずですよ。で、12月に青ナンバーに指導して、そしてまた、この4月以降にパッカー車で入札をしようというような指導ですから、もう少し、部長も親心があつて、ダンプカーでできよつたもののがですね、パッカー車になるという、それも3カ月ぐらいをめどというような話のようにありますけど、もう少しですね、4番議員が言いましたように、業者の立場も考えて、指導をなさるべきでなかったかなあと私は思っています。方向性としては、すばらしく前進やと私は思っていますので、どうですか。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、橋本政次君。

○市民生活部長（橋本 政次君） そのことにつきましては、私もある程度経緯は承知はいたしておりますけれども、先ほど財部市長が申し上げられましたように、このパッカー車の導入に当たりましては、さきの17年3月の対馬市議会で協議された経過をですね、十分尊重されて、このパッカー車収集業務に関しては、パッカー車導入を図ると、こういう基本方針のもとに、今回20年度から進めてまいるといってございまして、なにとぞ御了承をいただきたいと、このように思います。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第8号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第8号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度対馬市一般会計補正予算（第1号））を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議がありますので、起立によって採決します。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、承認8号は承認することに決定しました。

昼食休憩とします。開会は13時10分から。

午後0時08分休憩

.....
午後1時10分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

日程第11. 議案第43号

○議長（波田 政和君） 日程第11、議案第43号、対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長、永尾榮啓君。

○総務部長（永尾 榮啓君） それでは、ただいま議題となりました議案第43号、対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成16年の合併以来、本市は非常に厳しい財政状況が続いており、そのため財政の早期立て直し、健全化に向けた取り組みの一つといたしまして、平成19年度より議員の報酬、市長を初めとする常勤特別職及び一般職の職員の給与の削減が実施されているところでございます。

この給与削減は対馬市長等及び対馬市職員の給与の特例に関する条例において定められおり、一般職の職員の特例条例につきましては、本年度第1回定例会において、平成20年度も継続する改正案を可決いただいているところでございます。特別職の特例条例につきましては任期期間で定めているため、市長の特例につきましては、前市長の任期でありました平成20年3月27日までとなっております。よって、削減が失効いたしております。このため、改めて市長の給与削減を継続して行うよう、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容について御説明いたします。市長の給与を合併当初の80万円から30%削減いたしました56万円とし、特例期間も副市長、教育長含めまして、一般職員と同じく年度としようとするものでございます。また、平成20年3月28日の新市長就任後特例が失効していたために、就任後の3月及び4月の給料は対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例に基づき、72万円で支給がされております。このため附則におきまして、3月及び4月分につきましても30%削減となるよう5月支給分で調整しようとするものでございます。

以上で提案理由の御説明終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） 何点かお尋ねをいたします。

先ほど、部長の方から、これは1年の範囲の説明がございました。一般職と同じという発言をされましたけども、市長の場合は何職になるんでしょうかね、そこを一つと。

それとですね、これ私の、これだけじゃないかと思うんですが、先ほど説明ですと、1年ということですが、本来ならですね、一般職であれば別けども、一般職でないならば、任期期間中というのが、先ほど財政的な厳しい面も踏まえてですよ、そういうのが、一般的であるが、今回

は1年ということだから、1年やってみて、やあ、給料が安かったなと、上げようかと、1年やってみて、給料がね、もう少し下げんといかんと、もらいすぎやと、いうふうなことでの1年なんでしょうかね。それを一つ。

○議長（波田 政和君） 総務部長、永尾榮啓君。

○総務部長（永尾 榮啓君） 今回の削減につきましては、先ほど申しましたように平成19年度から職員、議員さん初め、削減がされております。本来はその前に、当時の三役の方で、10%、5%、削減されて、72万円ということになると思います。その後、もろもろの諸事情で毎年のように削減がなされております。

今回1年で提案いたしましたのは、職員の皆様方に削減をお願いするときに、協定書を結んでおります。ある程度4年間をめどに削減をして、財政の立て直しを図りたいと、その中に市長初め、特別職の削減も含んでおります。そういう意味からいたしまして、できれば、職員の削減が続く限りは、同じように削減をしていきますし、事情によりましては、市長の考えになると思いますけど、職員の削減が外れても、市長削減されるかわかりません。それはそのときの財政状況になると思います。

今回御提案申し上げますのは、協定結んでおります職員と、いわゆる三役の削減を同一時期にして、職員がまた削減に応じるようでありましたら、また来年、同じような提案を申し上げることになるだろうと思います。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） さきの答弁の中でですね、市長は特別職ちゅうお話ありましたね、特別職でよろしいんですね。じゃあ、一般職とは切り離して特別職ちゅうことですね。そういう理解でよろしいんですか、いいんですね。

あのですね、きょうは市長の所信表明ではありましたが、市長はその中でですね、対馬の100年を考えてやるということですが、それにしては、この1年というのは、あまりにも短すぎるんじゃないですかね。やはりこれは、今後ね、やろうというならば、やはり4年でなければ、どうしますか、1年ですべてが片付くんですか、対馬の市民が豊かになるんですか、ならないんですよ。こりゃ、4年なければいけません。

以上。

○議長（波田 政和君） ほかに。17番、上野洋次郎君。

○議員（17番 上野洋次郎君） 今、私の会派の小宮教義議員の質問ではありましたが、私は少し意見が違いますので。どうして市長は今回ね、30%カットちゅうことですが、私は個人的にはですね、やっぱり、職員も5%ですか、議員も自主的に5%、管理職はまた別なんで

しょうけども、私は10%カットでいいんじゃないだろうか、私は考えております。どう思いますか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 10%がいいのか、30%がいいのか、実際、正直言いまして、10%のカットと30%のカットと比較したとき、私は少なくとも、市民の皆さんにとっては、カットが大きい方がいいはずだというふうに解釈しております。

それと、昨年3月に取り交わしております職員との紳士協定の中で、30という一つの方向が出てるということで、御理解をいただければと思います。

そして、先ほどの4番議員の話がございましたが、100年の体系を思ったとき、4年の、少なくとも4年ですべきじゃないかというお話がございました。

4年でも私自身は結構かなという部分はございます。しかし、ドラスチックに経済がよくなったとき、職員の方々についても、そこでさらにカットを続けていくとかいうことが、見直しをしなくてはいけないという事態も可能性としてはありますので、だから一応、1年で区切りながら4年間をとるというふうな考え方でおるところでございます。

けして、100年を見通した場合、1年というそういう考え方ではありませんので、御理解いただければと思います。

○議長（波田 政和君） 17番、上野洋次郎君。

○議員（17番 上野洋次郎君） 今、市長の話では、10%よりも30%が、市民の皆さんはそう考える人が多いと、私はですね、そういう考えもあるかもしれませんが、10%カットくらいですよ、市長は一生懸命、これから行政で頑張ってもらいたいと、そこそこの給料はもろうてですね、私はそういう人も多くいらっしゃると思いますので、この条例案には私は反対したいと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） いいですか、それで。

はい、2番、堀江政武君。

○議員（2番 堀江 政武君） さきほどの話がありましたように、30%減でこの56万円というのは、ちょっと市長には気の毒なような気はいたしますけど、御承知のように財政難の折、市長もいろいろ考えられてのことだと思えますので、私はこれで我慢していただくかなと賛成をするものです。

以上です。

○議長（波田 政和君） 9番、吉見優子君。

○議員（9番 吉見 優子君） いろいろ御意見出ておりますけども、私は、今上野議員さんがお

っしゃいましたように、1割カットということで。なぜならば、職員も5%でございまして、市長さんは市長さんで凄く大変なことは今からありますし、せめて、やはり、1割カットで72万で。これでも、72万でも税金もろもろ引かれましたら、60万ちょっと切れるかもしれませんね。そういう意味じゃ、私ね、今から先の市長さんの活動に期待を寄せながらですね、1割カットでぜひとも頑張ってもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） 先ほどの市長の答弁で、何で1年にしたかということは社会状況を見て、景気動向ですよ、これを見て決めるということだけでも、冒頭あいさつの中でもあったようにですね、地方交付税の特例措置が10年まではいいんだけど、それから5年段階でなくなる。約40から50億が削減されるわけですよ。そういったことを考えると、経済の動向というよりも、当初からこれに対応した措置を取るべきだということですよ。

ということは、先ほど1年じゃなくて、4年にせろということなんですが、ちなみにですね、壱岐の市長この前通られました、白川さんと言われる方ですかね、この人の選挙公約がですね、非常にいい、給料は50%カット、職員は1割カットということで上げて通られましたんで、報告です。

以上。（笑声）

○議長（波田 政和君） 10番、糸瀬一彦君から。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） 私はですね、市長が、きょうは言われませんでした、選挙中に言われたことは、365日のうち360日ぐらいは一生懸命私は頑張りますという話をされましたね。

私自身も、前の市長のときもそうだったんですけど、不祥事があって、あれは30%カットされただけで、今回30%カットするということじゃなくて、10%ぐらいで、一生懸命頑張ってもらえれば、私はそれでいいと思いますよ。遠慮することはありませんよ。仕事してくださいよ。どうぞ。（発言する者あり）

○議長（波田 政和君） ちょっと待ってください。いいですか、答弁は。

○市長（財部 能成君） 30%カットいたしましても、けして360日を減らすつもりはございませんし、一生懸命働く考えは毛頭変わっておりません。

○議長（波田 政和君） 待つて。21番、武本哲勇君から。

○議員（21番 武本 哲勇君） 私も、歳費を下げればいいというものじゃないと思います。幾ら下げるかちゅうのはですね、いろいろあると思うんですけども、そこでお尋ねしたいのはですね、従来、報酬等審議会というものに諮って、そして、皆さんの意見を聞いて決定しております。

した。そういうことをですね、やっぱり一応、やる必要があったんじゃないかなと思うんです。なぜ、やらなかったんでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 報酬等審議会になぜかけなかったかということでございますが、少なくとも経済動向等を見てから報酬審議会は結論を出すというふうな解釈をしておりますが、今回のカットにつきましては、そのあたりの経済動向というよりもですね、今の財政状況の中で自主的な判断をさせていただくということで、あえて報酬審議会の方にはかけていないというふうに御理解いただければと思います。

○議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） この案を見ましてですね、やっぱりさすが、財部市長であるというふうに一定評価しました。ただし、例えばですね、各界の官庁とかですね、そのトップの人たちの給料と比べてもずっと低いんです。それはね、やはり対馬を代表してあるわけですから、そこそこの、何か不祥事があってね、例えば50%カットとかいうのは、そりゃあもうやむを得ませんけども、今、新たな80万から今出発しようとしてるわけですね、それをあえて、いきなり30%カットちゆうようなですね、格好はいいけれどもね、やはり、どうかなという気はしております。何人かの発言がありましたが、私も、まあ、せいぜい10%前後がいいんじゃないかなろうかというふうに思います。

○議長（波田 政和君） はい、どうぞ。

○市長（財部 能成君） けて、パフォーマンスとかいう意味ではなく、今回提案させていただいております。

それと、各界のさまざまな方々との比較とかいう話がございますが、けて、給料が、報酬が低いからといって、ひるむことなく、きちんと対峙していきたいというふうに思っておりますので大丈夫でございます。

○議長（波田 政和君） はい、15番、大部初幸君。

○議員（15番 大部 初幸君） 先ほどよりですね、議員、一議員がずっと質問されて、一問一答やなくて、市長は答弁なくて、次から次に議事を進むのが一つおかしいとは思うのもあるしですね、10%、30%か今論議が出てますけども、新市長が自分がこういう形でやりたいという決意のもとに、きょうの、何ですか、56万という報酬を決めてあるわけですから、新市長が、今財部市長が言われるように、これでやりたいという決心のもとで動くわけですから、これから先はですね、みんなで温かく見守ってやって、どうしてもできないときは、また、それなりの、議会があるわけですから、そのとき審議していくという方法でいいと私は思いますよ。そうせんと、ここで、ああだこうだ言うよりも、新市長の決心のもとに我々議会も動いたらいいと思いま

す。

○議長（波田 政和君） それでは、今質疑を受けましたので、質疑は自由ですからね。その辺は御了承ください。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） ないようでしたら、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第37条2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号、対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議がありますので、起立によって採決します。本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、議案第43号、対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

日程第12. 同意第1号

○議長（波田 政和君） 日程第12、同意第1号、対馬市監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 同意第1号、対馬市監査委員の選任について提案を御説明いたします。

現監査委員中島孝欣氏が平成20年4月30日をもちまして任期満了となり退任いたしますので、今回後任の監査委員に、対馬市豊玉町仁位1737番地、長岡豊明氏、昭和20年7月2日生まれ、満62歳の選任をお願いするものであります。同氏は昭和40年3月に長崎県立対馬高

等学校仁位分校を卒業後、豊玉町商工会、平成16年4月、対馬市商工会豊玉支所において首席経営指導員として商工業者の経営指導に従事され、商工業経営者の信望も厚く、信頼されているところであります。平成18年3月に退職後は豊玉町において、珠算教室を運営され、数多くの塾生を送り出されてもおります。また、民生委員としても幅広く活躍され、人格、識見とも豊富でありまして、監査委員として適任と考え、議員皆様の御同意を切にお願いするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号、対馬市監査委員の選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方の起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、同意第1号、対馬市監査委員の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

日程第13. 同意第2号

○議長（波田 政和君） 日程第13、同意第2号、対馬市教育委員会の任命について同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 同意第2号、対馬市教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明いたします。

現教育委員永留武光氏が平成20年4月30日をもちまして任期満了となり退任いたしますので、今回後任の教育委員として、対馬市巖原町久田道1614番地、河合徹氏、昭和17年5月8日生まれ、満65歳をお願いするものであります。同氏は昭和41年3月に八幡大学、現九州

国際大学法経学部法律学科を卒業後、昭和41年4月より平成15年3月までの37年間にわたり長崎県内の公立学校において教員として勤務し、その間、派遣社会教育主事、中学校校長、教育事務所長などを歴任され、退職後においては、青少年健全育成会長、地区体育協会会長など、数多くのボランティア活動にも積極的に参画され、人格、識見ともに豊富でありまして、教育委員として適任と考え、議員皆様の御同意を切にお願いするものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号、対馬市教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、同意第2号、対馬市教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定しました。

日程第14. 同意第3号

○議長（波田 政和君） 日程第14、同意第3号、対馬市教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 同意第3号、対馬市教育委員会委員の任命について提案理由を御説明いたします。

現教育委員齋藤利光氏が、平成20年4月30日をもちまして任期満了となり退任いたしますので、今回後任の教育委員として、対馬市上対馬町河内60番地、阿比留陽子氏、昭和32年7月5日生まれ、満50歳をお願いするものであります。同氏は昭和55年3月に広島文教女子

大学文学部英文学科を卒業後、地元上対馬町比田勝において学習塾を経営し、指導者として数多くの塾生を送り出しているところであります。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、委員のうちに保護者である者の選任が義務化されたところでありまして、現在、同氏は未成年の子供を教育する保護者であり、人格、識見ともに申し分なく、教育委員として適任と考え、議員皆様の御同意を切にお願いするものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号、対馬市教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、同意第3号、対馬市教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定しました。

日程第15. 同意第4号

○議長（波田 政和君） 日程第15、同意第4号、対馬市教育委員会委員の任命についてを求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 同意第4号、対馬市教育委員会委員の任命について提案理由を御説明いたします。

現教育委員米田幸人氏が平成20年4月30日をもちまして退任いたしますので、今回後任の教育委員として、対馬市豊玉町佐保131番地2、村井成枝氏、昭和16年2月13日生まれ、満67歳をお願いするものであります。同氏は昭和36年3月に長崎県立対馬教員養成所を卒業

後、昭和36年4月より平成13年3月までの40年間にわたり長崎県内の公立学校において教員として勤務し、その間、小学校長を歴任され、また退職後においては、社会教育委員、保護司などと幅広く活躍されており、人格、識見ともに豊富でありまして、教育委員として適任と考え、議員皆様の御同意を切にお願いするものであります。なお任期は、米田委員の残任期間であります平成22年4月30日までの2年間であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第4号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号、対馬市教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、同意第4号、対馬市教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定しました。

日程第16. 同意第5号

○議長（波田 政和君） 日程第16、同意第5号、対馬市副市長の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 同意第5号、対馬市副市長の選任について提案理由を御説明いたします。

今回、地方自治法第162条の規定によりまして、対馬市厳原町下原473番地1 齋藤勝行氏、昭和24年7月1日生まれ、満58歳の選任をお願いするものであります。同氏は、昭和43年3月に長崎県立対馬高等学校卒業後、昭和43年4月より現在まで40年間にわたり旧厳原町役場及び対馬市役所に勤務し、その間、厳原町税務課長、対馬総町村組合総務課長、対馬市総務部総務課長、市民生活部長などの要職を歴任され、秀でた行政経験はもとより、人格、識見とも豊

富でありまして、副市長として適任と考え、議員皆様の御同意を切にお願いするものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第37号第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第5号、対馬市副市長の選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、同意第5号、対馬市副市長の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

日程第17. 同意第6号

○議長（波田 政和君） 日程第17、同意第6号、対馬市副市長の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 同意第6号、対馬市副市長の選任について提案理由を御説明いたします。

今回、地方自治法第162条の規定によりまして、対馬市上対馬町河内51番地、大浦義光氏、昭和23年3月20日生まれ、満60歳の選任をお願いするものであります。同氏は昭和41年3月に長崎県立上対馬高等学校を卒業後、昭和41年4月より平成20年3月までの42年間にわたり旧上対馬町役場及び対馬市役所に勤務し、その間、上対馬町企画観光課長、対馬市総務部総務課長、対馬市議会事務局長、統括官などの要職を歴任され、秀でた行政経験はもとより、人格、識見ともに豊富でありまして、副市長として適任と考え、議員皆様の御同意を切にお願いするものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第6号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、同意第6号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第6号、対馬市副市長の選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、同意第6号、対馬市副市長選の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

お諮りします。本議会における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を有するものがあるのではないかと史料されます。その整理権を、会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、整理権を議長に委任することに決定しました。

○議長（波田 政和君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

米田教育長よりあいさつの申し出がっておりますので、お受けいたします。教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） 貴重な時間をいただきまして、退任のごあいさつをできます機会を与えていただきまして、御配慮に心から感謝を申し上げます。

私の解釈であります。対馬、一つの時代が終わったかなと、そのように感じております。これを機に、私、4月30日をもって、勇退をさせていただきたいとそのように考えております。

16年の5月1日に教育長に拝名をされて、それ以前は教育の重要性という理解をいたしていたわけですが、教育長になりまして、いろんな教育施策の推進、また、学校回りをしまして、いかに教育が大事かということを痛感をいたしたわけでありまして。

このように、これといった問題もなく退任のごあいさつをできますことは議員の皆様方の御指導、御鞭撻の賜物でありまして、深くおわびを申し上げます。どうぞ、私一市民として、これから心の教育に対する応援団になれたらなあ、そのように考えております。

どうぞ議員の皆様方には、それぞれで健康に留意されて対馬市の発展のために御貢献をいただきますようお願いを申し上げ、お礼のごあいさつとさせていただきます。いろいろありがとうございました。（拍手）

○議長（波田 政和君） 市長よりあいさつの申し出がっておりますので、お受けいたします。
市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本臨時会におきまして、御提案申し上げましたすべての議案につきまして御決定を賜りまして、まことにありがとうございました。衷心より厚くお礼を申し上げます。

本日御決定いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努め、対処してまいりたいと存じます。また、人事案件につきましても、すべてにつきまして、御同意賜りまして、厚くお礼申し上げる次第でございます。

この間、議員皆様方よりちょうだいいたしました御意見につきましては、私ども肝に銘じて、これからの対馬市づくりに邁進いたす所存でございます。

これからも議員皆様方の御支援、御指導を賜りますようよろしく願いいたしまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（波田 政和君） 会議を閉じます。

平成20年第1回対馬市議会臨時議会を閉会します。お疲れさまでした。

午後1時51分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 波田 政和

署名議員 齋藤 久光

署名議員 畑島 孝吉

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員